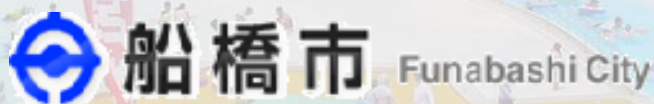


# 市内公園・運動施設への民間活力導入に向けた サウンディング型市場調査

補足資料



# 調査実施の背景①

近年の公園・緑地・オープンスペースをめぐる動き

## ストック効果をより高める

面積の拡大だけでなく、「使うこと」「活かすこと」を重視

⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ

## 民との連携を加速させる

民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立

⇒民に任せる公園があってもよい

## 公園をより一層柔軟に使いこなす

画一的な公園の整備・管理だけでなく、公園の個性を引き出す工夫

⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方（国土交通省）より作成



官民連携の動き

本市にも魅力的な公園や市民の憩いの場となる空間は多くあるが、民間事業者との連携についても積極的に検討していきたい

## 調査実施の背景②

### 指定管理者制度の導入に向けた検討

<<特に運動施設について>>

- 民間事業者のノウハウを市民サービスの向上に活用できる可能性が高い
- 他自治体での優良な導入事例が多い



運動施設を含む都市公園や運動広場について、制度導入に向け積極的に検討



検討を進めるために

民間事業者のノウハウや市場性の把握

# 調査対象施設

## 市内14公園、3運動広場を対象

※市内には700以上の公園や広場がありますが、まずは比較的大規模な公園等を対象とし調査を実施します。

※大規模な公園のうち、アンデルセン公園・三番瀬海浜公園については、現在指定管理者制度により民間活力の導入を図っているため、今回の調査においては対象外とします。

※行田公園については、千葉県が管理する公園のため、調査の対象外とします。

## お聞きしたい内容

- ・公園等の魅力向上や地域の活性化につながるアイデア・ご提案
- ・市民の利便性向上や市への財政的寄与などのメリットが期待できるアイデア・ご提案



主に4つの手法についてお聞きします

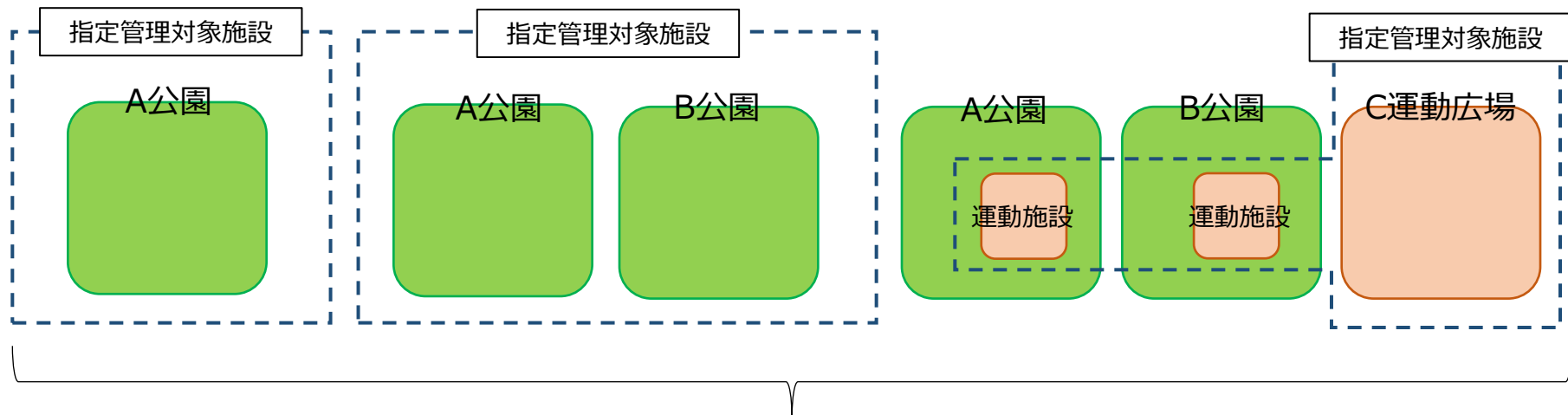
- ①包括的な管理運営（指定管理者制度など）
- ②施設の設置（設置管理許可、Park-PFI、施設占用など）
- ③イベント等事業
- ④その他

## お聞きしたいこと（事業内容）

### ① 包括的な管理運営（指定管理者制度など）

- 対象施設、区域

- ✓ 対象施設は単一でも複数でも可
- ✓ 対象区域は施設の一部（例えば、A公園のテニスコートのみ）でも可



どのような組合せでも提案可

## お聞きしたいこと（事業内容）

### ①包括的な管理運営（指定管理者制度など）

- 管理運営に合わせて実施が見込まれる事業（自主事業）

- 管理運営に参画しやすくなるような条件

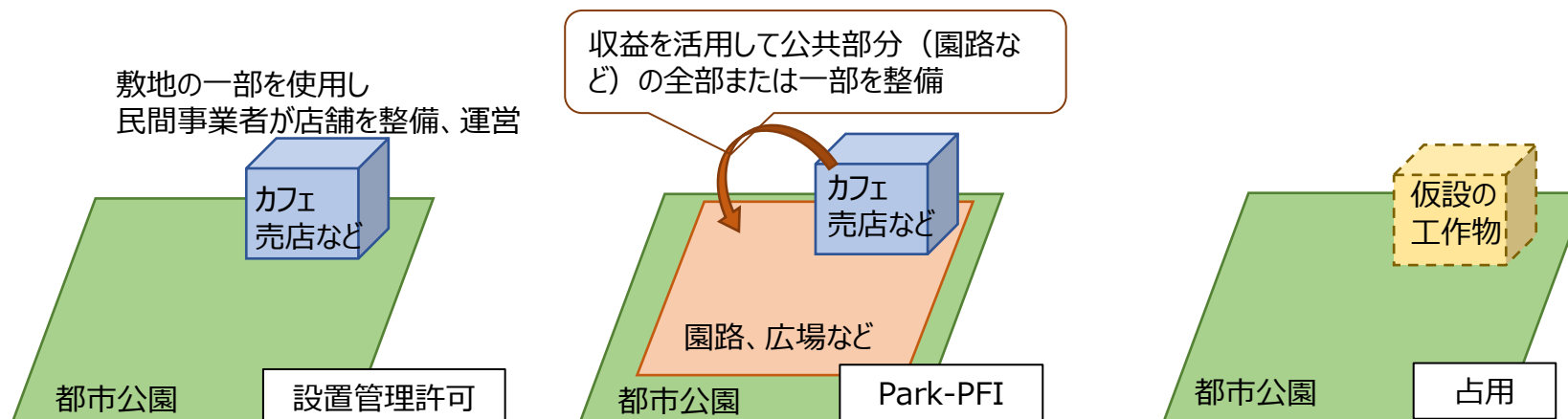
（例）

- ・施設の老朽化対策
  - ・新たな収入が見込まれる事業の確保 など
- 
- 管理運営の期間 など

# お聞きしたいこと（事業内容）

## ②施設の設置（設置管理許可、Park-PFI、施設占用など）

- 設置管理許可（都市公園法第5条）に基づく、民間事業者による公園施設の設置・運営事業
- 公募設置管理制度（Park-PFI）に基づく、民間事業者による公募対象公園施設の設置・運営及び周辺施設の改修事業
- 仮設の工作物設置（占用）による事業 など





# お聞きしたいこと（事業内容）

## ②施設の設置（設置管理許可、Park-PFI、施設占用など）

設置管理許可、Park-PFIの対象となる「公園施設」「公募対象公園施設」

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石  その他これらに類するもの	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場  その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場  その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪  その他これらに類するもの  これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑  その他これらに類するもの  遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所  荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの)  その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [保留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設]  ※[ ]内は省令で定めている施設

公募対象公園施設

図：国土交通省「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」より引用

## お聞きしたいこと（事業内容）

### ②施設の設置（設置管理許可、Park-PFI、施設占用など）

#### 主な法令上の規制

法令	内容
都市公園法	建物（公園施設）の建ぺい率は公園面積の2%以内 （施設種別やPark-PFIの適用等により緩和措置あり）
	設置管理、占用の許可期間は最大10年 （設置管理については、Park-PFIの適用により最大20年）
建築基準法	用途地域により、建築できる建物の用途や延床面積の制限あり



現状では法令上の課題がある施設もありますが、今回の調査では規制にかかわらずご提案いただくことも可能です

（今後の活用検討の参考とさせていただきます）

## お聞きしたいこと（事業内容）

### ③イベント等の事業

公園等を活用したイベント、プログラムなどのご提案

⇒地域の活性化、にぎわい創出といった観点から自由にご提案ください。

（参考）本市での取組み

・公園を活用した健康づくり事業



身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけられるよう、地元の団体・サークル様のご協力のもと軽運動を実施

・公園でのボール遊び事業



普段は他人の迷惑となるボール遊びが禁止されている公園で、子どもたちが一定のルールのもとボール遊びができるよう事業を実施

## 事業提案にあたっての留意点

○指定管理者制度等による管理運営以外の事業については、原則として事業者の費用負担による実施となります。

○事業の実施内容により、船橋市都市公園条例などに基づく使用料、占用料の納付が必要になります。

## 調査のスケジュール（予定）

日付	内容
平成30年8月30日（木）	実施要領の公表
平成30年9月20日（木） 17時	質問の受付期限
平成30年9月27日（木） 17時	サウンディング参加申込期限
平成30年10月5日（金） 17時	提案書の提出期限
平成30年10月11日（木） から 平成30年10月19日（金） まで	サウンディングの実施
平成30年12月頃	実施結果概要の公表

## 質問の受付

- 様式 1「質問書」にご質問したい内容を記載の上メールにてご提出ください。
- 回答は、定期的に（1週間に1回程度を予定）市ホームページに掲示します。
- 質問者の名称は公表しません。
- 公平性を損なう恐れのある質問についてはお答えできない可能性もありますのでご了承ください。

## 参加申込受付

- 様式 2「参加申込書」に必要事項を記載の上メールにてご提出ください。
- 公園や運動施設における官民連携の実績について、可能であればご記載ください。

## 提案書の提出

- 様式 3「提案書」に提案内容を記載の上メールにてご提出ください。
- 記載が難しい項目については空欄でも結構です。
- 提案書以外の資料がある場合は、提案書に添付してご提出いただくか、サウンディング当日にご持参ください。

## サウンディング

- 日時、場所については参加申込受付後にメールにてご連絡いたします。
- 時間は1グループあたり30～60分、人数は1グループあたり4名までを予定しています。
- 調査目的から大きく逸脱しているなど、提案内容によっては書面確認のみとさせていただきます場合もございますのでご了承ください。

## 実施結果概要の公表

- サウンディングの結果概要を市ホームページで公表予定です。
- 公表にあたっては、事前に参加者に内容を確認いたします。
- 参加事業者の名称は公表しません。

## サウンディングの取扱い

- 対話内容は今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。
- 事業者公募が後日実施される場合においても、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

## お願い

- 対話後も必要に応じて意見交換やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。



## 問合せ

ご質問、疑問などございましたら以下の担当者あてにご連絡ください。

船橋市役所 建設局 都市整備部 公園緑地課

担当者：芝原、北野、後藤

TEL：047-436-2554（平日9時から17時まで）

Mail：[kouen@city.funabashi.lg.jp](mailto:kouen@city.funabashi.lg.jp)

皆様のご提案をお待ちしております。